

中小企業の皆様へ

高度外国人材の受入れに関する 補助金を利用していますか？

神奈川県高度外国人材受入支援補助金

高度外国人材(技術・人文知識・国際業務又は高度専門職) 1人当たり

3分の1 補助します

上限50万円



人材紹介手数料、
内定者日本語学習費用



在留資格に関する代行



渡航費

…etc

募集期間 令和8年4月1日(水)～2月12日(金)



- ※ 受付期間中でも、申請の合計額が予算額に達した場合は、受付を締切ります。
- ※ 1社当たり3人まで申請が可能です。

詳しくは
こちらから

神奈川県高度外国人材受入支援補助金について

神奈川県では、海外から中小企業が高度外国人材(技術・人文知識・国際業務又は高度専門職)を採用する際の初期コストに対して補助します。

補助対象者

県内に事業所又は事務所を有する中小企業

申請の対象となる高度外国人材

出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「高度専門職」を受ける見込みがあり、入国後、県内で勤務予定の者

補助対象経費



人材受入れに係る費用

- ・ 人材紹介契約に基づき事業者を支払う手数料
- ・ 内定者日本語学習、受入サポート等



在留資格の取得等

- ・ 在留資格認定証明書交付代行
- ・ 相談費用(行政書士等)



渡航費

- ・ 日本へ渡航する際に要する航空機費用
(燃油特別付加運賃、航空保険超過負担料、空港施設使用料を含む)

補助率及び補助上限額

- (1) 補助率 補助対象経費の3分の1
- (2) 補助上限額 高度外国人材1人当たり 50 万円(1社当たり3人まで)

募集期間

募集期間 令和8年4月1日(水)～2月12日(金) 電子申請(受付は先着順です)
※ 受付期間中でも、申請の合計額が予算額に達した場合は、受付を締切ります。

お問合せはこちら

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課人材確保支援グループ

受付時間:平日9時から12時まで/13時から17時まで

電話番号:045-285-0649

HP: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/jinkaku_subsidy.html

